

個人所得に係る**主な税制改正の概要**

令和7年度（令和6年分）以降の適用分

1 市民税・県民税の定額減税

令和7年度の市民税・県民税にあつては、以下の条件全てに該当する者の所得割額から1万円を控除する。

- ① 令和6年12月31日現在で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（※）を有する者
- ② 同一生計配偶者が、国内に住所を有している
- ③ 納税義務者本人の所得が1,805万円以下

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超かつ、配偶者の合計所得が48万円以下の者

2 住宅ローン控除の拡充・延長

- ① 借入限度額について、子育て世帯等（18 歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが 39 歳以下の者）が令和 6 年に入居する場合には、令和 4・5 年入居の場合の水準が維持される。
- ② 新築住宅の床面積要件を 40 m²以上に緩和する措置（合計所得金額 1,000 万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限を令和 6 年 12 月 31 日（改正前：令和 5 年 12 月 31 日）に延長する。

		《入居年》	令和 6 年 ●子育て世帯等	令和 6 年 ●非子育て世帯等
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000 万円	4,500 万円
		ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円
		省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円
		その他の住宅	0 円 ※1	0 円 ※1
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH 水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000 万円	3,000 万円
		その他の住宅	2,000 万円	2,000 万円
	控除期間	新築住宅・買取再販	13 年 ※2	
既存住宅		10 年		
所得要件		2,000 万円以下		
床面積要件		50 ㎡ (新築の場合、令和 6 年までに建築確認：40 ㎡【今回改正内容】 (所得要件 1,000 万円以下))		

※1 令和 5 年までに新築の建築確認ができていれば借入限度額 2,000 万円

※2 「その他の住宅」は令和 6 年以降の入居の場合 10 年